

平成 29 年度岩手県青少年問題協議会 会議録

1. 日 時

平成 29 年 2 月 14 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

2. 場 所

盛岡合同庁舎 8 階 講堂 B

3. 出席者

(1) 委員（10 名）

- ① 五十嵐 のぶ代 委員
- ② 齊 藤 眞理子 委員
- ③ 平 井 ふみ子 委員
- ④ 八重樫 卓 也 委員
- ⑤ 後 藤 博 一 委員（代理 行徳 伸一郎）
- ⑥ 城 健 司 委員
- ⑦ 高 橋 嘉 行 委員（代理 菊池 広親）
- ⑧ 千 村 隆 委員
- ⑨ 津軽石 昭 彦 委員
- ⑩ 友 井 昌 宏 委員（代理 及川 雅人）

(2) 事務局（6 名）

環境生活部：1 名 高橋副部長兼環境生活企画室長
環境生活部若者女性協働推進室：5 名 石田若者女性協働推進室長
高田青少年・男女共同参画課長
高橋主査、松田主査、関下主事

【 会 議 】

1. 開会（高橋主査）

ただ今から、平成 29 年度岩手県青少年問題協議会を開催します。

本日まで出席いただいている委員の皆様は、委員総数 19 名中、代理出席を含めまして 10 名であり、過半数に達していますので、協議会設置条例第 4 条第 2 項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議の内容は、協議会運営要領第 5 条第 4 項により、会議録を公開することとされておりますことを申し添えます。

それでは開会にあたり、岩手県環境生活部長の津軽石から挨拶を申し上げます。

2. あいさつ（津軽石環境生活部長）

只今紹介に預かりました、青少年対策を担当しております、県の環境生活部長の津軽石と申します。

委員の立場ではありますが、県側を代表いたしまして、開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

まずは委員の皆様には、日頃からお忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

また、皆様方には日頃から青少年の健全育成につきまして、様々な御立場で格別の御理解と御協力を賜りまして、この場をお借りして、心から厚く御礼を申し上げたいと存じます。

さて、最近の報道等を見ますと、昨年、神奈川県座間市で、ネットワーク事件がありました。事件をみますと、いわゆる SNS を利用して自殺を志願するというようなことを伝えて、それに女子高生が巻き込まれたような凶悪事件があったわけでございます。

インターネット社会でございますので、そういった意味では有害な情報の氾濫でありますとか、ニート・ひきこもりの問題、さらには、いじめ、自殺と、その他申し上げたように、少年による凶悪事件や福祉犯被害の発生等、青少年問題、非常に多岐に渡っている状況でございます。本県におきましても、そういった状況が見えつつあるというような状況だと存じます。

県といたしましては、この審議会で御審議いただきました「いわて青少年育成プラン」というのを、平成 27 年 3 月に改訂しているわけでございます。これに基づきまして、各市町村でありますとか、あるいは関係機関、団体、あるいは地域の皆様方と連携をいたしまして、青少年対策、県一丸となって来年度も進めていこうとしております。

本日は、青少年育成プランの進捗状況につきまして、事務局から御説明申し上げますと同時に、その後、「児童の性的搾取等に係る対策」をテーマに情報交換をさせていただきます。委員の皆様方には御意見をいただきまして、今後の県の取組に活かして参りたい

と存じますので、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見をよろしくお願ひ
申し上げます、簡単ではございますが開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。
本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

[配布資料の確認（高橋主査）]

3 委員紹介

[出席委員を紹介（高橋主査）]

4 議事

【高橋主査】

それでは、議事に入ります。本協議会の議長は、協議会設置条例第3条第2項の規定
により、会長が行うこととなっておりますので、以後の進行は平井会長にお願ひいたし
ます。平井会長は議長席に御移り願ひます。

【平井議長】

平井でございます。足元の悪い中、お運びいただきまして本当にありがとうございます。
感謝申し上げます。

皆様の豊かな知見をいただきながら進めて参りたいと思ひますので、どうぞたくさん
の御意見をいただきますようお願ひ申し上げます。

議事に先立ちまして、協議会運営要領第5条第3項に基づく会議録署名人の指名をさ
せていただきたいと思ひます。本日の会議録署名人は、齊藤眞理子委員と八重樫卓也委
員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、会議の次第によりまして議事を進めて参ります。

(1) 「いわて青少年育成プラン」の取組み状況について

【平井議長】

議事の(1)について、「いわて青少年育成プラン」の取組み状況について」事務局から
説明をお願ひいたします。

[事務局（高田課長）から「いわて青少年育成プランの概要」について説明]

[事務局（関下主事）から資料1-1により説明]

[事務局（松田主査）から資料1-2、1-3により説明]

【平井議長】

ありがとうございました。

ただいま、人づくり、地域づくり、環境づくりということで、青少年プランの進捗状況について説明いただきましたけれども、委員の皆様から何かお話ししたいこと、お気付きの点がありましたら、どうぞ御意見をお願いしたいと思います。

なければ、私の方から指名してよろしいでしょうか。警察本部長代理でいらした及川委員さん。青少年プランの指標達成度で、資料 1-1 ですけれども、20 歳未満の再犯者率が高くなっているということについて、何かあればお聞きしたいと思います。

【及川課長（代理）】

実は私も事務局の方にお話ししようかと思っていたのですが、この指標は変えられないものかと考えております。

実は再犯者率につきましては、刑法犯少年の内の犯罪少年、いわば 14 歳以上の少年が再び非行化した数字なのです。

ですから、例えば 100 人中、ここ 33.1%となっておりまして、100 人いれば、33 人が非行化すれば 33.1%ということになります。実際のところは、少年サポート隊の大学生を通じまして学びの体験や学習支援など様々な取組をしているのですが、実はこの非行化した者につきましては、有職少年や無職少年の、18 歳、19 歳の少年が多くて、なかなかそういう者たちに立ち直り支援といいますか、そういうのが出来づらい状況になっておりまして、結果的にこの数字となりました。実際、警察でやっている立ち直り支援の支援対象少年ということで書いておりますけれども、支援した少年につきましては、再犯者率は 2%くらいでして、33%よりもずっと低い数字なのです。

つまり、有職・無職に対するアプローチができてなくて、このような数字になっているのが現状です。

【平井議長】

ありがとうございます。

五十嵐委員は、例えば、課題として人づくり・地域づくり・環境づくりに取り組んで進めていらっしゃると思いますが、PTA の代表として何かお考えとか論点等がありましたらお願いしたいのですけれども。

【五十嵐委員】

PTA の集まりの中で、一番議論されているのが、インターネット関係のトラブルです。

その中で、根本的にパソコン等のハードが悪いのではなくて、人自身の扱い方ということで、そういった知識を今実際使っている青少年よりも保護者の方がわからない。

そして、セキュリティシステムや安全に使う方法ということを大人として学ぶ機会を

設けることを取組として進めているのですが、始めた当初は、漠然と危険性だけの学びの場が多かったのです。

今はそれを更に細分化して、さっき言ったセキュリティの知識を学ぶとか、それともコミュニケーションの取り方を学ぶとか、あるいは親子でどういった話をしていくかと、そういったことを学ぶ機会を増やすように、そして教えてくれる人、人材ですね、そういった人たちとのネットワークを広げる取組をしております。

そして、PTA なので、家庭教育、そして社会教育に関わっていくことが大きな目的となっておりまして、その意味で家庭教育セミナーということで、年に 2 回、岩手県で 2 ヶ所ですね、そういった形でいろいろな場を設けております。

PTA でも、保護者の方でも意識の持ち方がそれぞれ皆さん違うので、どこにターゲットを当てて勉強会を開くかといったことも今かなり検討されています。

【平井議長】

ありがとうございます。中学校の校長としての立場で、齊藤委員はいかがですか。

【齊藤委員】

どの観点から申し上げたらいいか悩ましい部分があるのですが、中学生のインターネットの使用率というのが、70%、80%、ほぼ中学校卒業時におきましては、携帯・スマートフォン所持率はほぼ 100%に近い状況で高校生活に入っていくという状況です。

また小学校の所持率も年々上がってきておりまして、本日欠席されていますけれども、高校の小・中・高の発達の状況からいっても、様々な犯罪に巻き込まれたり、あるいは被害・加害の関係性が出てきてしまうところでの危惧は、やはり小学校時代からの低年齢化というのでしょうか、そういった実態をしっかりと踏まえて、早期の情報の使い方であるとか、マナーであるとか、犯罪等に巻き込まれないような予防策を、親子で家庭の教育を通じて進めていただければならないと、本当に現実的な課題として取り上げられております。

学校現場におきまして、様々な自分たちの生活に非常に密着した、自分のこととしての課題意識を持たせるような取組を、児童会、生徒会活動の中で取組をスタート、着手していくような状況ですので、これからも推進していきたいと考えています。

【平井議長】

ありがとうございます。たくさんの方に御意見をお聞きしたんですけれども、時間の関係上、ここまでとさせていただきます。

出てきた御意見は、何らかの方法で反映させるということを事務局にお願いしたいと思います。

(2) 「児童の性的搾取等に係る対策」について

【平井議長】

それでは次に移ります。意見交換として、「児童の性的搾取等に係る対策」について事務局から説明をお願いします。

[事務局（高橋主査）から資料 2-1、2-2 により説明]

[県警本部及川少年課長から県内の被害状況等について説明]

【平井議長】

ありがとうございました。大変寒気がするほどの事案もお聞きしました。事務局の青少年担当として、何か取組がありましたらお願いしたいと思います。

【高橋主査】

はい。それではこの問題に関しまして、県での取組について説明させていただきます。

まず児童ポルノ等の被害児童についてですが、加害者と SNS、出会い系サイトやコミュニティーサイト、コミュニケーションアプリを介して知り合う例が非常に多くなっておりま

す。それで、児童を有害サイトに触れさせないためのフィルタリングの設定促進や危険性への理解を深めることが重要と捉えております。

県では、毎年 11 月に県内 4 ヶ所におきまして、メディア対応能力養成講座と題しまして、インターネットの研修会を開催しております。資料の 1-2、これの青少年健全育成関連事業の 2 頁目、3 の (5) になります。ここに詳細があるのですが、本年度は 4 ヶ所で、計 200 名の参加を得ております。

この講座は児童を対象としたものではありませんので、PTA 関係者や地域における青少年の指導的立場にある方を対象としまして、本年度は各地域を管轄する警察署の生活安全課長から実際の被害状況について説明していただいた後、東北総合通信局の方からフィルタリングの重要性や実際の設定方法について、重点を置いた研修を行っております。

この講座以外でも、県ではアイーナに設置しております青少年活動交流センターの事業としまして、情報メディア出前講座、主に小・中学校対象でございますけれども、出前講座や、指導者の育成を目的とした情報メディアサポーター養成講座を行っております。

また、このメディア関係の講座は教育委員会や警察本部、盛岡市でも行っておりますので、毎年概ね 5 月頃に情報メディア対応機関連絡会議を開催しまして、各機関と研修内容や最新の状況について情報交換を図っております。

この他にも、7月、8月の青少年の非行・被害防止県民運動や11月の子ども・若者育成支援週間の重点項目の中にも、青少年の性被害防止に重点を置いた広報やインターネット利用モラル、フィルタリングの普及啓発を盛り込んでおります。

また、JKビジネスやAV出演強要問題に関しましては、女性に対する暴力をなくすという意味でも関連いたしますので、県で設置しております男女共同参画センターのデートDVの出前講座の際に、本件問題について説明しながらチラシの配布を行っております。

簡単ではありますが、県の取組は以上でございます。

【平井議長】

はい、ありがとうございました。

八重樫委員は、及川委員の話の聞いたりして、岩手日報社にお勤めの立場として、この情報をどのようにお考えでいらっしゃいますか。

【八重樫委員】

普段、犯罪の事件に接する機会があるのですけれども、やはりインターネットを介したSNSや、そういったインターネットが端緒となる事件が非常に多いと思われま

す。先程、津軽石部長がおっしゃったように、座間の事件ですね、SNSを介しての事件だということで。スマートフォンであったり、そういったネット環境を小・中・高校生のうちから、使い方を誤ればどのような危険な目に遭うのか、自分の身を危険に晒すことがどのくらい危険な行為なのかを実際に学ぶ場がやっぱり必要なのかなと思います。

ただ、小・中学校もインターネットの使用が不可欠な状況の中で、どのように取り込んでいけばいいのかということも当然ありますけれども、何かしら実際こういう危険が近くにある実態を子どもたちに知ってもらうことが大事なのかなと思いますので、そういった機会をぜひ今後行っていただければなと思います。

参考資料3で、平成27年度の青少年の意識調査結果というのがありますが、その中で非常に驚いたのが5頁目の2の「好ましくない行動への評価」というところで、少年の意識の中で、援助交際をすることというのが5.1%で、してもよいという回答をしているというのが非常に驚きでした。やはりそういった意味からも、このような機会を設ける必要があるのではないかなと、実際はそういった意識を持っている子どもたちがいるというのは深刻な状態だと感じております。以上です。

【平井議長】

ありがとうございます。

他の委員さんで、これだけはお話したいというものがありましたら、是非発言をお願いしたいのですが、はい。

【菊池課長（代理）】

今、学校現場において、情報モラルに関わる教育が必要であるというのは、まったくその通りであると思います。

現状としましては、小中高すべての学校で、その教育は教育課程の中に組み込まれて実施している状況でございます。

ですから、情報端末の適切な活用では何も問題ないのですが、それを不適切に使ってしまうという部分も含めた教育につきましては、これに費やしている時間は減少している状況にあります。

ただ、専門的な部分の指導となりますと、実施計画が変わってくるわけですので、県教育委員会としてまず取り組んでいるのは、情報モラル教育を専門的に指導できる教員を養成するというのを踏まえております。これは平成28年度から始まって来年度が最終年度ということになります。

県立学校につきましては、昨年度のところ概ね各校で2人くらいの指導者がいるという状態になったので、来年度は実施いたしません、小・中学校は後いくつかやらないとすべての学校にならないので、来年度、県内に6つの教育事務所があるのですけれども、その内の4つで開催させていただいて、そういうことを指導できる教員をいま養成しているところです。

加えて、生徒に関わっては、花巻に総合教育センターという研修機関、学校支援機関があるのですが、そこからスマートフォンで実際体験をできるような体験教材を持っておりまして、各校に出前で講座を行っております。

その隣に、生涯学習推進センターというのがありまして、それは保護者等に対して、要請があれば同じ様な体験授業を保護者対象にそういうことを行うような体制ができていて、実施もしているというところです。

ただ、いずれにしましても、犯罪との関わりというのではないとは言い切れない現状でございますので、そのあたりをより一層徹底していくということについては強化しなければならぬと考えていますし、より一層取り組んでいくことを来年度においても進めたいと思っております。

【平井議長】

ありがとうございます。まだまだお聞きしたいところですが、今日はこのぐらいにしまして、次の機会に御意見承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事はこれで終了いたしますけれども、議事の円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

(3) その他

【高橋主査】

平井議長、ありがとうございました。次に 4 の「その他」となりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【津軽石委員】

その他ということで、御意見がないようですので、一言御礼を申し上げたいと思います。

[津軽石環境生活部長から現委員の任期についての説明と御礼]

[政策推進室小野政策監から次期期総合計画の策定について説明]

5 閉会（高橋主査）

それでは、以上をもちまして、平成 29 年度岩手県青少年問題協議会を閉会いたします。委員の皆様、本日はお忙しい中、ありがとうございました。

以上

会議録署名委員
